

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事 (試用期間)</p> <p>第11条 非常勤職員として採用された日から14日間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、<u>その期間を設けないことができる。</u></p> <p>第4章 服務 (新設)</p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用)</p> <p>第49条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事 (試用期間)</p> <p>第11条 非常勤職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、<u>その期間を短縮し、又は設けないことがある。</u></p> <p>第4章 服務 (障害を理由とする差別の解消)</p> <p><u>第27条の2 学長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項を別に定めるものとする。</u></p> <p>第12章 障害者の雇用と保護 (障害者の雇用)</p> <p>第49条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。</p>	

附 則(規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。